

千葉県家具転倒防止対策事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者及び障害者等に対し、家具等の転倒を防止するための費用を助成することにより、転倒防止金具取り付けの推進を図り、もって、地震発生時における家具転倒による事故を防止し、高齢者及び障害者等の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家具等 タンス・食器棚等の家具、冷蔵庫・テレビ等の電化製品及び床置型の大型楽器などで災害時に転倒することにより生命に危険を及ぼす可能性のあるものをいう。
- (2) 転倒防止金具 家具等の転倒を防止するために有効な金具などの器具をいう。
- (3) 重度障害者 次のアからウに掲げる者
 - ア 身体障害者手帳1～2級所持者
 - イ 療育手帳④～Aの2所持者
 - ウ 精神障害者保健福祉手帳1級所持者

(助成対象者)

第3条 助成の対象者は、市内に住所を有する次の各号のいずれかに該当する世帯のうち、自ら転倒防止金具を取り付けることが困難な者とする。

- (1) 65歳以上の高齢者のみで構成されている世帯
- (2) 65歳以上の高齢者及び20歳未満の者のみで構成されている世帯
- (3) 65歳以上の高齢者及び重度障害者のみで構成されている世帯
- (4) 重度障害者のみで構成されている世帯
- (5) 重度障害者及び20歳未満の者のみで構成されている世帯

(助成の対象事業等)

第4条 助成の対象となる事業は、市長に転倒防止金具取付事業者として届け出をした事業者（千葉市内に事業所を有する事業者又はその事業者等で構成される団体）が施工した転倒防止金具の取付工事とする。

2 前項に規定する取付工事は、助成の対象者が属する世帯について1回限りとする。

(助成額)

第5条 助成の額（以下「助成額」という。）は、次に掲げる額を合算したものである。

- (1) 出張料（ただし、5,000円を限度とする。）
- (2) 転倒防止金具取付費（ただし、家具等1台あたり500円を限度とし、5台までとする。）

(助成の申請)

第6条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、家具転倒防止対策

事業助成申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 同意書（様式第2号）
- (2) 転倒防止金具取り付けに係る費用の見積書
- (3) その他、市長が必要と認める書類

2 転倒防止金具を取り付けた後の助成の申請については、これを認めない。

（助成の決定）

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その書類を審査したうえで助成の可否を決定するものとする。

- 2 助成の可否は家具転倒防止対策事業助成決定（却下）通知書（様式第3号）により申請者に通知するとともに、助成を可と決定した者に対し家具転倒防止対策事業助成券（様式第4号。以下「助成券」という。）を交付するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により助成の決定をしたときは、その旨を転倒防止金具の取付予定事業者に通知するものとする。

（変更・中止）

第8条 前条第2項の規定により助成の決定を受けた後、申請内容に変更がある場合又は中止する場合は、申請者は家具転倒防止対策事業助成変更（中止）申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。その際、前条第2項の規定により交付された助成券は、市長に返還しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受理した場合は、その内容を審査し、変更事項を承認すべきと認めたときは、家具転倒防止対策事業助成変更承認通知書（様式第6号）により通知するとともに、変更承認後における助成券を交付するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により変更の承認をしたときは、その旨を転倒防止金具の取付予定事業者に通知するものとする。

（利用者の負担額等）

第9条 前2条の規定により助成の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、転倒防止金具の取り付けに係る費用が第5条に定める助成額を超えた場合は、助成額との差額（以下「利用者負担額」という。）を負担するものとする。

- 2 利用者は、転倒防止金具の取り付けと引換えに助成券を転倒防止金具の取付事業者（以下「取付事業者」という。）に渡すものとする。ただし、利用者負担額がある場合は、直接、取付事業者利用者負担額を支払うものとする。

（費用の請求）

第10条 取付事業者は、助成券並びに転倒防止金具を取り付ける前及び取り付けた後の家具等の写真（撮影日が記されているものに限る。）を添えて、利用者負担額を控除した額を市長に請求するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する請求がなされたときは、取付工事が適切であるか審査し、取付工事が適正であると認められるときは、助成券に記載された助成額に相当する金額を取付事業者を支払うものとする。

(助成決定の取消及び助成金の返還)

第11条 市長は、利用者が偽りその他不正の手段により助成の決定を受けたと認めるときは、助成の決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により助成の決定を取り消したときは、すでに助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

(台帳の作成)

第12条 市長は、助成の執行状況を明確にするため、家具転倒防止対策事業助成台帳(様式第7号)を整備するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。